

阿南市担い手確保モデル工事実施要領（営繕工事編）

（趣旨）

第1条 この要領は、阿南市が発注する建設工事において、建設工事の中長期的な担い手を確保することを目的に現場の週休2日を確保する「担い手確保モデル工事（以下「モデル工事」という。）」を実施する上で必要な事項を定める。

（対象工事）

第2条 モデル工事を実施する建設工事は次のいずれかとする。

(1) 発注者指定型

発注者が設計図書によりモデル工事を指定した工事

(2) 受注者希望型

モデル工事が可能であることが設計図書に記載されており、受注者が希望する工事

2 発注者指定型は、工事名の末尾に「(担い手確保型)」と明示する。

（用語の定義）

第3条 この要領における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)が行われていることをいう。

(2) 対象期間

工事着手日から現場作業完了日（工事目的物が完成した日）までの期間をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）を除く。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

一つの工事現場で複数の工事が分離発注されている場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

(5) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上であることをいう。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(受注者希望型)

第4条 受注者希望型において、受注者は、別に示す様式にて契約後すみやかに意思の有無を発注者に通知しなければならない。

2 一つの工事現場で複数の工事が分離発注されている場合は、各々の受注者がモデル工事を希望するか否かを決定し、発注者に通知しなければならない。

(工期設定)

第5条 発注者は、現場の週休2日が確保できるよう適正に工期を設定しなければならない。

(実施内容)

第6条 受注者は、工事現場の週休2日を達成するため、適切な工程管理に努めなければならない。

2 受注者は、週休2日の達成状況が確認できる書類を作成し、現場作業が完了した場合及び監督員から求めがあった場合は、すみやかに監督員に提出しなければならない。

3 受注者は、監督員が求めた場合は、前項を証明する資料(日報等)を提示しなければならない。

4 受注者は、官公庁の休日又は夜間に作業を行うときは、事前に休日・夜間作業届を監督員に提出しなければならない。

(現場閉所(現場休息)率)

第7条 現場閉所(現場休息)率は次式により算出する。

現場閉所(現場休息)率

＝対象期間内の現場閉所(現場休息)日数÷対象期間内の日数×100(%)

※小数点第2位を切り捨てる。

※対象期間は第3条第2号に示すとおり。

(経費の負担)

第8条 発注者は、現場閉所(現場休息)の状況に応じて次により必要となる経費を負担する。

(1) 発注者指定型

労務費等に対して次条に示す補正係数のうち現場閉所(現場休息)の状況が4週8休(現場閉所(現場休息)率28.5%以上)の係数を乗じた補正を行い、当初設計金額を算出する。ただし、現場閉所(現場休息)率が28.5%以上にならないことが見込まれる場合、または監督員が現場閉所(現場休息)の状況を確認できない場合には、請負代金額の変更によりこの補正分を減額する。

(2) 受注者希望型

監督員が現場閉所(現場休息)の状況を確認できる場合は、現場閉所(現場休息)の状況に応じて労務費等に対して次条に示す補正係数を乗じる補正を行い、

請負代金額を変更する。

(積算方法等)

第9条 複合単価の労務単価について、次の表に定める補正係数を乗じて補正する。

なお、市場単価、補正市場単価及び物価資料に掲載された材工単価（以下「市場単価等」という。）の補正については、別紙のとおりとする。

現場閉所 (現場休息) 率	4週6休以上 4週7休未満 (21.4%以上)	4週7休以上 4週8休未満 (25.0%以上)	4週8休以上 (28.5%以上)
労務費	1.01	1.03	1.05

(工事成績評定)

第10条 モデル工事を実施した場合は、別で定めるところにより週休2日の達成状況に応じて工事成績評定で評価する。なお、週休2日を達成できなかった場合でも、工事成績評定の減点を行わないが、発注者指定型において、週休2日に取り組む姿勢が見られず文書による改善指示を行った場合は、「工程管理」の項目で減ずる措置を行う。

(アンケート実施)

第11条 モデル工事的対象工事を受注した者は、発注者から指示があった場合は、建設現場の週休2日にかかるアンケート調査に協力しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。